

民間事業者向け

脱炭素社会の実現に向けて、中小企業等の高効率設備への更新など、CO<sub>2</sub>排出削減設備の導入費用の一部を補助します

## 1. 事業概要

申請受付期間

【郵送（一部メール）】 4月15日(金)～6月10日(金) [必着・厳守]

対象事業・補助率等

事業所規模	中小規模事業所		大規模事業所
	脱炭素化枠	通常枠	
対象事業	[例] 空調設備・ボイラー・コンプレッサー等の更新、ポンプ等へのインバーター制御導入、ヒートポンプの導入、太陽光発電設備(自家消費)の設置 等 (照明設備は対象外)		
補助率	1 / 3 以内	1 / 4 以内	1 / 3 以内
補助上限額	500万円	300万円	1,000万円
申請条件①	年間CO <sub>2</sub> 削減量10トン以上	3トン以上	20トン以上
申請条件②	・埼玉県環境SDGs取組企業宣言 ・脱炭素化に向けた省エネ計画書 ・取組結果の公表		・EMSの設置(既存の利用可) ※「スマート省エネ技術等導入事業」により補助可

※詳細については募集要領をご確認ください。

埼玉県 CO<sub>2</sub> 補助金

検索

## 2. 補助対象事業所

民間事業者※が所有又は使用する埼玉県内の事業所

※ 民間事業者とは、埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主をいいます。ただし、会社にあつては、埼玉県中小企業振興基本条例（平成14年12月24日条例98号）第2条の規定に基づく中小企業者に限ります。

## 3. 対象経費

[補助対象経費]

項目	省エネ設備導入事業
設備費	設備費、必要不可欠な付属機器
工事費	労務費、設計費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費 等 (補助対象事業を行うために不可欠な工事の費用)

[補助対象外経費]

撤去費、移設費、処分費、通信費、光熱水費、旅費、消費税及び地方消費税 等

【問い合わせ先】 埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

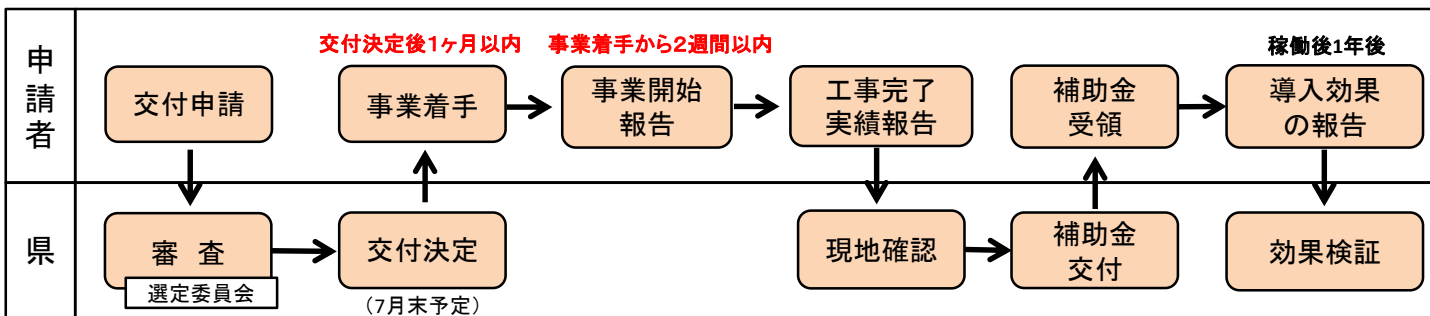
&lt;大規模事業所&gt; : 電話 048-830-3043

E-mail a3030-03@pref.saitama.lg.jp

&lt;中小規模事業所&gt; : 電話 048-830-3021

E-mail a3030-04@pref.saitama.lg.jp

## 4. 事業フロー



※年間エネルギー使用量（原油換算値）が100kL以上の事業所については、省エネ診断の受診をお願いしています。省エネ診断を未受診の場合は、交付申請までに省エネ診断の申込をしてください。

## 5. 審査・選定

外部有識者による選定委員会の審査を経て、予算の範囲内で交付決定又は不交付決定します。

## 6. 留意事項

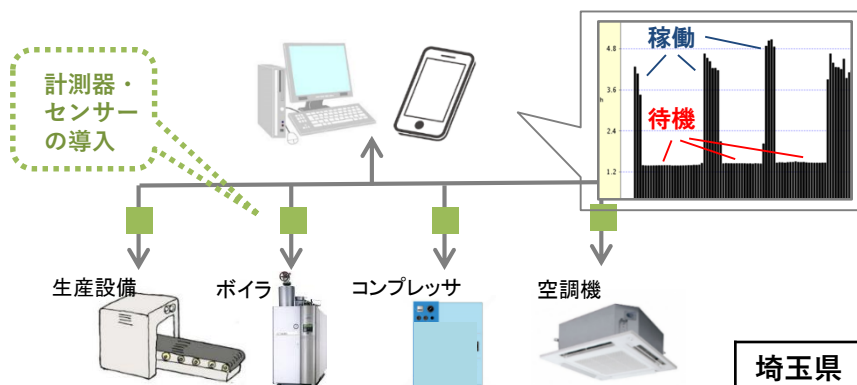
- 補助金の交付決定前に**補助対象事業に着手（工事発注含む）してはならない**ものとします。
- 法人県民税及び法人事業税（個人の場合：個人県民税及び個人事業税）を滞納していないこと。等

## 7. 申請書提出にあたって

- 申請受付期間に正本1部を郵送・電子メールにより提出してください。
- 申請は**申請者本人**が行ってください。（設備業者等は不可）。
- 導入された設備が償却資産台帳（固定資産台帳）に登録されるものを対象とします。

### 【参考】埼玉県民間事業者CO<sub>2</sub>排出削減設備導入補助金 [スマート省エネ技術導入事業]

- エネルギーマネジメントシステム（EMS）やIoTを活用した省エネ技術導入に対する補助金を用意しています。**補助率：1/3以内、補助限度額：1,000万円。**
- 中小企業者等の事業所（大規模事業所・中小規模事業所ともに）が対象です。
- 高効率設備の導入と併せて、省エネ対策にEMS等を活用することで、より大きな省エネ・省CO<sub>2</sub>効果が期待できます。
- **[CO<sub>2</sub>排出削減設備導入事業]**、**[暑さ対策設備等導入事業]**と同時申請が可能。



設備の稼働状況  
(エネルギー使用量)  
の見える化  
↓  
設備稼働の無駄の改善・  
設備の設定条件の最適化等

**CO<sub>2</sub>排出量の削減！**  
エネルギーコストも削減